

ア 10-1-5・6-1～3

● 河内国交野郡星田村文書の整理について

星田村文書は、昭和 51 年（1976）末に関西大学図書館が古書店より購入したもので、現在は 3 箱に分納されており、大半が冊子物である。長らく未調査であったが、今回の整理で親番は 1 から 104 までは、枝番を含めた文書総数 210 点となり、下記のように各箱に納めた（親番で示す）。

ア 10-1-5・6-1	箱 1	1～37
ア 10-1-5・6-2	箱 2	38～90
ア 10-1-5・6-3	箱 3	91～104

本文書とは別に、『関西大学所蔵 大阪関係資料目録』（昭和 35 年 1 月 1 日現在、関西大学図書館 シリーズ No.6、関西大学図書館 昭和 35 年刊）の「摂河泉近世文書目録」にも交野郡星田村文書が掲載されているが（総数 28 点、159 頁）、主なる内容として記載されたものは、本文書中には見当たらない。

● 河内国交野郡星田村について

星田村は、交野市の南西部に位置する大規模な純農村で、東に天野川が北流し、村域の北西部を東高野街道が貫通する。文禄 3 年（1594）の太閤検地では村高 1306 石であったが、徳川の世になり、寛永 14 年（1637）に大規模な開墾が行われた。正保郷帳（1640 年代後半）の写とされる「河内国一國村高控帳」（『枚方市史資料』8）によれば、1535 石 8 斗の三給村となっている。すなわち、村高のうち 1306 石が近江国仁正寺（文久 2 年に西大路と改名）藩市橋家領、120 石が石清水八幡宮領、109 石 8 斗が山城国淀藩永井家領であった。その後、市橋家領・八幡宮領は幕末まで存続するが、永井家領は貞享 4 年（1687）の上知によって一時幕府代官の支配下に置かれ、元禄 7 年（1694）以降は相模国小田原藩大久保家領になり、維新を迎える。天保 5 年（1834）の『天保郷帳』に見える村高は、1529 石 8 斗であった。

星田村の集落は、『大阪府全志』では乾村・坤村・巽村・艮村・東村・西村・北村と、方角に基づく 7 地区に分かれているとするが、近世史料によると、上之村・下之村・西之村・堂坂村・辻屋村・中村・小北村から成っていた。また、東高野街道沿いの大谷には、道を挟んで星田村と寝屋村の出郷があった。

庄屋は、石高の多い仁正寺（西大路）藩領に 2 名、他領は各 1 名が置かれたほか、郷内の 7 か村にも原則 1 名ずつ「肝煎」がいた。

元禄 3 年（1690）頃の星田村全体の家数は 332 軒（役家 221 軒、無役家 111 軒）であり、人数は 1631 人（男 818 人・女 813 人）。享和 3 年（1803）の村明細書では、家数 363 軒、人数 1622 人。明治 9 年（1876）1 月 1 日付の人数が 1661 人なので、200 年近く村の人口はほとんど変動しなかったようである（以上、『大阪府の地名』『交野市史』など）。

● 河内国交野郡星田村文書の内容について

本文書には、「和久田与治（次）兵衛」の記名が多く見られ、仁正寺（西大路）藩領の庄屋を務めた和久田家（分家）の家蔵文書であった可能性が高い。ただし、「本和久田」「庄屋西川藤五郎」の記名のある文書も混じっているため、すべてが分家のものであったとは断定できない。

この分家筋の和久田家文書は早くに原蔵者のもとを離れ、いくつか分割されて市場に流れたようである。関西大学図書館の購入分は年代・内容が偏っており、大半が文政 9 年（1826）～天保 3 年（1832）に作成された貢租・村財政・領主財政に関わる帳簿である。ただ、検地帳や村明細帳、五人組帳などの基本文書はなく、種類の多い村方勘定帳のごく一部であるため、村の全体像や各領分の詳細を知ることができず、断片的な感が否めない。それ以外には、宝永 5 年（1708）の名寄帳の写しの一部と、幕末の文久・元治頃に作成された帳簿類、近世の和算書の写し、明治期の小作人台帳などがある。

このほか、別の箱（ア 9-5-3-2）で、摂津・河内の村々の一紙文書を集めた「雑」の中にも、星田村文書が 10 点ばかり含まれている。そのほとんどは江戸後期の借銀証文であり、星田村で酒造を営み肝煎も務めていた菊屋政右衛門に宛てたものである。こちらは過去に整理の手が入っており、河内国交野郡茄子作村文書および摂津国島下郡太田村寺川家文書の場合と同様、輪状に継いだ和紙で裏打ちされ、それを後補の紙製バインダーに挟んである。箱番号に関連性が見られないうえ宛先が和久田氏ではないため、文書の出所が異なると考えられるので、本件とは別に扱う。あるいは、『関西大学所蔵 大阪関係資料目録』掲載の星田村文書の一部かもしれない。

◎ 星田村仁正寺（西大路）藩領の庄屋について

仁正寺（西大路）藩領には 2 名の庄屋が置かれ、共に中世の土豪の系譜を引く和久田東兵衛家と平井三郎右衛門家が就任していた。明暦 3 年（1657）、庄屋である和久屋本家から市兵衛（一兵衛とも、以下市兵衛で統一）が分家独立した。市兵衛家では市兵衛のほかに与治兵衛（与次兵衛とも、以下与治兵衛で統一）を当主の通称に用い、元禄～享保期には、田地の購入や流質による取得で所有地を集積し、有力地主に成長する。その間、宝永 5 年（1708）には当主与治兵衛が年寄役に就任、翌年には市兵衛がその後を継ぎ、村内での地歩を着実に固めてゆく。明和 2 年（1765）の「万覚記」によれば、その市兵衛の子与治兵衛は星田村内外の田地計 125 石余りを所有しており、村一番の豪農となった。

いっぽう、和久田本家はしだいに衰退して庄屋役を辞任し、相役の平井家も勢力を失うにおよび、天明 2 年（1782）には、次に相続した与治兵衛が庄屋代として登場する。その後、市兵衛家は本家に替って庄屋に就任し、平井家のほうも幕末には西川藤五郎家が庄屋を務め、村落支配階級の新旧交代が起こるのである。

（参照：中部よし子「元禄・享保期における農業経営と商品流通—摂河農村を中心として—」木村武夫編『近世大坂平野の村落』1970 年所収、および和久田薫・札埜耕三『星田歴史風土記』1995 年）

本件の星田村文書は、和久田与治兵衛が庄屋を務めていた江戸時代後期のものが大半である。また、明治 32 年の「所有地所小作人台帳」〔資料番号 104、以下数字のみを示す〕は和久田本家のもののようだが、江戸時代から続く大地主による小作経営の一端をうかがい知ることができよう。

◎ 郷内 7 か村と肝煎について

星田村は上記のように 7 つの小村に分かれていたが、村方諸勘定の一部は 7 か村を 2 グループに分け、2 名の庄屋が手分けして担当していた可能性がある。村用の「肴の通」〔79・80〕が「東御村方様」「西御村方様」に分けて作られており、「万の通」〔83・84〕が庄屋の和久田氏と西川氏にそれぞれ宛

てられていることが、それを示している。

星田村文書の中で、年貢の付加税である延米を代銀納するための「春冬御延米代銀集勘定帳」〔5～9〕は、郷内 7 か村のうち堂坂村・小北村・中村・西之村 4 か村と、庄屋与治兵衛および年寄 2 名の分であり、他 3 か村や相庄屋らの記載はない。また、水利・土木など普請に関わる諸帳簿のうち「御普請扶持割帳」「山方飯米割帳」などは各小村で作成されていたようだが、本件の文書中には上記 4 か村分のみが残る〔72～78〕。つまり、庄屋和久田与治兵衛の受け持ちはそれら 4 か村であり、相庄屋が他の 3 か村を担当していたと思われる。

いっぽう、小村ごとの帳簿の中には肝煎名が書かれたものがあり、肝煎が各自の小村で、村民への扶持・飯米の配分とともに帳簿の作成を担っていたと考えられる。また、小村単位を「株」、肝煎を「株親」とも称していたようである。上記 4 か村を 4 株、辻屋村・下之村・上之村を 3 株と対比させて呼ぶこともあり、このグループ分けが村方諸勘定において重要な意味を持っていたことと推察される。ただ現時点では、東西村方のそれぞれが、2 名の庄屋・2 グループのどちらに該当するかは明らかでない。

極めて限られた史料からであるが、村落支配における星田村郷内 7 か村の機能、および肝煎の役割と位置づけを考える手がかりとなるであろう。

◎ 仁正寺（西大路）藩市橋家の財政について

市橋家は、関ヶ原の戦いで徳川家康に属し、大坂夏の陣では星田の防衛を図り、家康の着陣（宿所は平井三郎右衛門家）を手配するなど、外様大名ながら家康の信頼を得た。元和 6 年（1620）、越後国三条から近江国仁正寺へ転封となり、近江・河内で 2 万石を領した。このうち河内国内の領知が星田村 1300 石余であり、戦功に因む土地を与えられたものと考えられる。

本件の星田家文書の中には、仁正寺（西大路）藩の御用を務める庄屋の記録がいくつか含まれる。「御用方万覚帳」〔33～37〕、公私の内容が混ざる「万当用雑記」〔88～90〕、および幕府・藩の村方支配に関する「月番用向覚」〔98〕である。

このうち、「御用方万覚帳」は仁正寺（西大路）藩の財政について記録している。たとえば、〔34〕の文政 11 年（1828）を例にとると、近江国の仁正寺陣屋と江戸屋敷にかかる年間の費用総額は 7688 両余りで、藩ではこれをほとんど借金で賄っている。領内の村や豪農らが「村々年賦相对金」「御領中村々新御頼金」という名目で盛んに醵出させられており、星田村および和久田与治兵衛・平井三郎右衛門らも度々登場している。このような状況により、藩の累積債務は前年暮れの段階で 2 万 9189 両余りに膨れ上がっていた。

「領中村々新御頼金」については、同様の取組みが文久 3 年（1863）の「月番用向覚」にも見られる。この年は幕末の激動期に当り、藩は泉州海岸防備等で多額の出費に苦しんでいた。10 月 13 日に星田村の庄屋らが藩の役所に呼び出され、家老らから新たな「御頼金」を仰せつかった。このときは和久田与治兵衛 160 両、西川藤五郎 110 両をはじめ、星田村の富農 34 名から計 1000 両を借り上げたのである。

仁正寺（西大路）藩市橋家は、慶安元年（1648）家督相続時の分知により、以降は知行高 1 万 7000 石となったが、本件の星田村文書からは、財源を求めて奔走する小藩の厳しい財政状況がうかがわれるのである。